

庁議付議事案書

開催・令和7年9月16日

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子
件 名	東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について		
関係規則	東大和市児童育成手当条例	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
事項 部課 機関			

1. 要旨

児童育成手当支給事業は、東京都児童育成手当に関する条例等に則り実施しており、その所得基準額は国の特別障害者手当に準じて定められている。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第253号）にて、特別障害者手当の所得制限について見直しがされ、これに伴い、東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部改正が行われたことから、東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正するものである。

(1) 内容

所得の額に関する規定（第3条）の改正

※扶養親族0人の場合の所得制限 改正前：360万4千円、改正後：366万1千円

(2) 施行日

公布の日から施行し、令和7年6月分以降の手当から適用する。

(3) 影響及び効果

・都の規則に則った、適正な制度運営を図ることができる。

2. 経過（現時点に至るまでの経過）

総務課において審査済み。

3. 留意事項（問題点等）

4. 主管部処理案（検討結果等）

庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。

5. 審議結果

決定

注：定例庁議の場合は、木曜日の正午までに提出。